

令和3年9月27日

社会福祉士国家試験の在り方に関する検討会構成員各位

全国社会福祉協議会 地域福祉推進委員会
委員長 越智 和子

社会福祉士国家試験における今後求められる社会福祉士像について

1. 社会福祉協議会の役割

- 全国の市区町村社会福祉協議会と都道府県・指定都市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民および福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進している。
- 社会的孤立が広がり、地域生活課題が多様化・複雑化するなか、社協では、「①あらゆる地域生活課題を受け止める」、「②地域のつながりを再構築する」を柱として個別支援と地域づくりを一体的に進めており、こうした取り組みを担う社会福祉士の確保は重要な課題である。

2. 地域生活課題の現状

①広範な地域生活課題への対応

- ◆ 近年、社協に寄せられる地域生活課題は非常に幅広いものとなっている。福祉分野以外にも、住まいの貧困、買い物や移動の課題、家財処分や葬儀といった死後事務など、かつては家族や知人によって担われていた様々な生活支援について社会的な解決が必要とされている。また、とくにコロナ禍において、在住外国人からの生活困窮に関する相談も急増した。
- ◆ 加えて、頻発化・大規模化する自然災害に対して、高齢者・障害者等の避難支援のための平時からの仕組みづくりや発災後のニーズ把握と被災者支援、コミュニティの再建への支援等が求められている。

②複雑化・複合化し、見えにくい地域生活課題

- ◆ 8050問題のように1つの世帯の中に複数の課題が複合的に発生しているケース、解決したい課題がはっきりしなかったり、どこに相談に行けばよいか分からない、自ら助けを求めることが難しい人々など、見えにくい地域生活課題への気づき・発見と早期の対応が課題となっている。
- ◆ コロナ禍において人と人の接触が制限される中、ボランティアや住民の地域福祉活動も自粛を余儀なくされており、これによりさらに地域生活課題への気づき・発見が遅れることが懸念される。

③判断能力が不十分な人への支援

- ◆ 認知症高齢者の増加や知的障害者、精神障害者の地域生活移行の進展により、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用、行政手続き等の支援が必要な人が増加している。
- ◆ また、これらの人々は虐待や経済的な搾取、消費者被害を受けていたり、複数の債務がある、身寄りが無く地域からも孤立しているなど、複合的な課題を抱えている場合が多く見られる。

3. これからの社会福祉士に求められる力

①多職種・多機関との連携

- ◆ 多様な地域生活課題への対応にあたっては福祉以外の分野も含めた多職種・多機関との連携が不可欠であり、ネットワーキングやコーディネート、ファシリテーションの力が求められる。
- ◆ 複合的な課題があったり、セルフネグレクトの状態にある、支援に対して拒否的であるなど、いわゆる困難事例に対応していくため、支援者自身が孤立することなく、支援チームをつくっていく力も重要である。

②社会資源の編成・開発

- ◆ 既存の制度・サービスで対応できない課題に対応するため、地域にある社会資源を把握し目的に応じて編成したり、新たに開発することが求められており、コーディネートやファンドレイジングの力が必要とされている。
- ◆ さらに、地域生活課題への対応を施策化していくため、データを収集・分析し、行政や住民に働きかけるなど、ソーシャルアクションを展開していく力も求められる。

③住民との協働

- ◆ これからの社会福祉は、社会的孤立を防ぎ、誰もが自分の役割や居場所を持っていきいきと暮らせるように支援していく必要がある。そのためには様々な出会いや交流の場、住民同士が支え合う活動等を地域に創り出していくことが求められる。
- ◆ こうした取り組みを進めるため、自らも生活者としての意識を持って住民と協働する、住民から学ぶ、住民の力を信頼し、それぞれの地域の取り組みを尊重しながらサポートするといった姿勢が重要である。
- ◆ また、福祉教育等を通じて子どもから大人まで福祉への理解を広げ、地域生活課題を「我が事」としてもらうため、プレゼンテーションやファシリテーションの力が重要である。

④意思決定支援と権利擁護

- ◆ 誰もが当たり前のこととして地域で安心・安全に暮らせるよう、判断能力が不十分な本人に寄り添って意思決定を支援するとともに権利侵害の救済・予防を図ることが重要である。意思決定支援の考え方とともに、日常生活自立支援事業や成年後見制度、虐待対応、消費者被害対応、身寄りのない人への支援等、権利擁護に関する総合的な知識を身につける必要がある。

4. 地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる社会福祉士の育成に向けて

- 社会福祉士国家試験においては、上述したようなソーシャルワークの実践を行う上で必要不可欠な知識及び技術に焦点を当て、実践の場面での判断力を問う内容にしていく必要がある。
- また、令和6年度からの社会福祉士国家試験の実施に向けては、重層的支援体制整備事業等の実施を通じて得られたソーシャルワークの成果を養成団体等の教育内容に取り入れ、「講義－演習－実習」の充実を図っていく必要がある。あわせて、養成団体や職能団体だけでなく、行政や地域住民、社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設等、地域の様々な関係者とともに連携・協働して学び合える機会を設けるなど、地域全体で社会福祉士を育成する環境づくりも必要である。